

平成18年度地域別最低賃金改定状況

(別紙1)

都道府県名	最低賃金時間額(単位:円)	発行年月日	平成17年度(参考)
北海道	644	平成18年10月1日	641
青森	610	平成18年10月1日	608
岩手	610	平成18年10月1日	608
宮城	628	平成18年10月1日	623
秋田	610	平成18年10月1日	608
山形	613	平成18年10月1日	610
福島	618	平成18年10月1日	614
茨城	655	平成18年10月1日	651
栃木	657	平成18年10月1日	652
群馬	654	平成18年10月1日	649
埼玉	687	平成18年10月1日	682
千葉	687	平成18年10月1日	682
東京	719	平成18年10月1日	714
神奈川	717	平成18年10月1日	712
新潟	648	平成18年9月30日	645
富山	652	平成18年10月1日	648
石川	652	平成18年10月1日	649
福井	649	平成18年10月1日	645
山梨	655	平成18年10月1日	651
長野	655	平成18年10月1日	650
岐阜	675	平成18年10月1日	671
静岡	682	平成18年10月1日	677
愛知	694	平成18年10月1日	688
三重	675	平成18年10月1日	671
滋賀	662	平成18年10月1日	657
京都	686	平成18年10月1日	682
大阪	712	平成18年9月30日	708
兵庫	683	平成18年9月30日	679
奈良	656	平成18年10月1日	652
和歌山	652	平成18年10月1日	649
鳥取	614	平成18年10月1日	612
島根	614	平成18年10月1日	612
岡山	648	平成18年10月1日	644
広島	654	平成18年10月1日	649
山口	646	平成18年10月1日	642
徳島	617	平成18年10月1日	615
香川	629	平成18年10月1日	625
愛媛	616	平成18年10月1日	614
高知	615	平成18年10月1日	613
福岡	652	平成18年10月1日	648
佐賀	611	平成18年10月1日	608
長崎	611	平成18年10月1日	608
熊本	612	平成18年10月1日	609
大分	613	平成18年10月1日	610
宮崎	611	平成18年10月1日	608
鹿児島	611	平成18年10月1日	608
沖縄	610	平成18年10月1日	608

(単位:円)

最低賃金とは、最低賃金法に基づいて国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

又、最低賃金は、パート、アルバイトなどの別及び支払形態(月給・日給・期間給等)を問わず、事業場で働くすべての労働者と労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類があります。

地域別最低賃金は、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に、産業別最低賃金は、各都道府県内の一般機械器具製造業や各種商品小売業など特定の産業を営む使用者とその労働者に、それぞれ適用されます。

なお、地域別最低賃金と産業別最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、金額の高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

繊維関係には、産業別最低賃金は適用されません。

産業別最低賃金は、現在、改正の審議が進められています。

詳しくは、最寄の各都道府県労働局労働賃金部賃金課室又は労働基準監督署にお尋ねください。